

## 米税制改革案と市場の評価

- 基本的に就任100日計画に沿った内容であり、税制改革の決意を改めて示したものに過ぎない。
- 財源を含め、税制改革の詳細は十分に詰められておらず、まずは共和党議会との協議が必要に。
- 市場は最終的に何らかの税制改革は実行されると期待、まずは17年度暫定予算の対処に注目。

### 基本的に就任100日計画に沿った内容であり、税制改革の決意を改めて示したものに過ぎない

ムニューシン米財務長官とコーン国家経済会議（NEC）委員長は4月26日、記者会見でトランプ米大統領の税制改革案を発表しました。詳細は図表1の通りですが、個人所得税については、「税率区分の簡素化」、「基礎控除の倍増」、「富裕層の優遇税制措置廃止」、「最低代替税と相続税の廃止」、「保育や持ち家などを除く税控除廃止」、「医療保険制度改革法（オバマケア）の財源である3.8%の純投資所得税の廃止」などが示されました。

一方、法人税については、「法人税率の15%への引き下げ」、「源泉地国課税の導入」、「海外留保資金に1回のみ課税」などが記されました。基本的にこれらはいずれも、トランプ米大統領が就任100日計画で示した税制改革案に沿った内容です。トランプ米大統領は、4月29日の就任100日目を前に、税制改革に対する自身の決意を改めて国民に示したと見受けられます。

【図表1：トランプ米大統領の税制改革案】

個人所得税	
	3.最低代替税の廃止
・ 中間所得世帯を中心とする減税	4.相続税の廃止
1.7つの税率区分を3つ（10%、25%、35%）に簡素化	・ オバマケアの財源である3.8%の純投資所得税の廃止
2.基礎控除の倍増	法人税
3.保育・介護支出のある世帯の税負担軽減	・ 法人税率の15%への引き下げ
・ 税の簡素化	・ 源泉地国課税の導入
1.富裕層に恩恵をもたらしている優遇税制措置の廃止	・ 海外留保資金に1回のみ課税
2.持ち家と寄付金に対する税控除を維持	・ 特定利益に対する税控除を廃止

(出所) 各種資料を基に三井住友アセットマネジメント作成

## 財源を含め、税制改革の詳細は十分に詰められておらず、まずは共和党議会との協議が必要に

しかしながら今回の改革案に、「法人税の国境調整」は盛り込まれず、税制改革を実施するにあたっての財源については懸念が残ります。前述の「富裕層の優遇税制措置廃止」、「保育や持ち家などを除く税控除廃止」、「海外留保資金に1回のみ課税」は財源の一部になると思われませんが、ムニューシン米財務長官は記者会見後の質疑応答で、経済成長による税収増と、税の抜け穴をふさぐことで、財政中立になると述べています。

これらを踏まえると、財源を含め税制改革の詳細はまだ十分に詰められていないとみられ、現段階では取り敢えず方針を箇条書きにまとめただけと考えられます。また税制改革は共和党議会が主導してきた面もあるため、トランプ米大統領はこの先、まずは共和党議会との協議が必要になると考えられます。そのため当然ながら、今回の税制改革案で列挙された各項目が実現する保証はありません。

## 市場は最終的に何らかの税制改革は実行されると期待、まずは17年度暫定予算の対処に注目

結局、税制改革案には目新しい材料がなく、財源への懸念も残ったことから、4月26日の米国市場は、株安、長期金利低下、ドル安で反応しました。ただ翌27日の世界の金融市場をみる限り、大きな混乱には至っていません。背景には、来年に中間選挙を控える共和党陣営は、最終的に何かしらの形で税制改革を打ち出すであろうという、市場の期待があると思われれます。

ただトランプ政権は、まず4月28日に迫った17年度暫定予算の期限に対処しなければなりません。現在、民主党がオバマケアで定められた低所得者向けの医療費補助を17年度予算に組み入れることを強く主張しており、これに反対する共和党との調整が難航しています。現時点で、議会は暫定予算の期限を一時延長して調整を続け、政府機関の閉鎖は回避される見通しですが、目先の材料として注意しておく必要があります。

- 当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、投資勧誘を目的として作成されたもの又は金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 本資料の内容に関する一切の権利は当社にあります。本資料を投資の目的に使用したり、承認なく複製又は第三者への開示等を行うことを厳に禁じます。
- この資料の内容は、当社が行う投資信託および投資顧問契約における運用指図、投資判断とは異なることがありますので、ご了解下さい。

三井住友アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会